

# 小・中学校の適正規模及び適正配置に取り組んでいます

市教育委員会では、平成27年に策定した「鴻巣市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方」に基づき、小・中学校の規模や配置等の適正化に取り組むため検討してきました。

本号では、学校の現状と取り組みについてお知らせします。

問い合わせ／教育総務課小・中学校適正配置担当（内線33364）

## Q なぜ小・中学校の適正配置に取り組むの？

**A** 全国的に少子高齢化が進む中で、鴻巣市の児童・生徒数も年々減少し、小・中学校の小規模化が進んでいます。

学校の小規模化は、子ども同士の人間関係や社会性の育成、学校としての教育指導等、学校を運営していく中でさまざまな影響を与えることが考えられます。

このことから学校規模や配置による格差を少なくし、小・中学校の教育環境を整備し、教育の充実を図るため、取り組むものです。

## Q 人口の減少が進んでいるというけれど、子どもの数はどうなっているの？

**A** 本市の0歳～14歳の年少人口の推移は「表1」のとおり年々減少していくことが想定されています。

表1 年少人口の推移

年齢	平成27	令和2	令和7	令和12	令和17	令和22
0～4歳	4,344	3,963	3,500	3,297	3,090	2,854
5～9歳	4,837	4,611	4,129	3,698	3,498	3,292
10～14歳	5,181	4,986	4,445	4,142	3,713	3,518
計	14,362	13,560	12,074	11,137	10,301	9,664
全体人口	119,201	118,257	112,410	108,237	103,339	98,004

〔国立社会保障・人口問題研究所〕人口統計より引用（平成27年、令和2年は3月1日の実数）

表2 児童・生徒数の推移（各年5月1日現在）

学校名	年度	平成17	平成26	平成28	平成30	令和2
鴻巣東小	356	286	279	284	284	
鴻巣南小	490	525	478	453	404	
馬室小	297	251	262	276	279	
田間宮小	638	638	610	609	562	
箕田小	423	314	309	319	318	
笠原小	177	99	95	81	59	
常光小	157	171	182	160	142	
鴻巣北小	567	443	414	383	381	
松原小	458	357	352	369	365	
赤見台第一小	435	351	335	325	316	
赤見台第二小	346	307	315	329	299	
鴻巣中央小	593	431	378	375	376	
吹上小	657	560	569	577	588	
小谷小	183	148	136	112	118	
下忍小	526	420	464	489	463	
大芦小	196	150	143	136	117	
屈巢小	153	195	204	210	191	
共和小	98	115	107	84	79	
広田小	190	216	228	237	234	
小計	6,940	5,977	5,860	5,808	5,575	
鴻巣中	762	630	591	585	559	
鴻巣北中	426	337	332	304	281	
鴻巣西中	460	438	483	467	474	
鴻巣南中	336	306	272	243	245	
赤見台中	684	429	421	422	442	
吹上中	373	371	355	304	319	
吹上北中	427	371	306	319	341	
川里中	237	223	229	248	268	
小計	3,705	3,105	2,989	2,892	2,929	
合計	10,645	9,082	8,849	8,700	8,504	

## Q 児童・生徒数の推移は？

**A** 「表2」のとおり合併当時の平成17年度は、市内の全小中学校の児童数は6,940人、全中学校の生徒数は3,705人、合計10,645人でしたが、令和2年5月1日現在では、市内全小中学校の児童数は5,575人、全中学校の生徒数は2,929人、合計8,504人となっております。約2割減少しています。

## Q 学校の適正規模って？

**A** 国の学校教育法施行規則により12～18学級の基準が示されており、これがひとつの目安となっています。ただし「地域の実態その他により特別な事情があるときはこの限りでない」とされており、本市でも、地域の実情に合わせ、保護者や地域の皆さんの意向を尊重しながら、学校配置や通学区域の見直しを含めて、適正規模化に向けた対応を図ります。





### 鴻巣市立小・中学校の規模別学校数

区分 規模	小学校		中学校	
	平成17	令和2	平成17	令和2
11学級以下 (小規模校)	7校	8校	2校	5校
12~18学級	10校	10校	4校	3校
19学級以上 (大規模校)	2校	1校	2校	0校

※特別支援学級の学級数は含まない

**Q 望ましい学級数の考え方は？**  
**A** 小学校では、基礎的な知識及び技能の習得のほか、集団生活に慣れ、多くの友だちや、多様な意見などに接する機会をつくるなど、通常6年間で複数回のクラス替えを経験することが社会性を身につけることにつながるものと考えられます。また、多くの教職員から多様な指導を受ける環境を確保することが大切です。中学校は、教科担任制であるため、9教科に10人の担当教員が必要です。さらに授業の充実、学力の向上を図るためには、国語・社会・数学・理科・英語の5教科については2人以上を確保すべきであり、その人数を配置するためには9学級以上が望ましいと考えられます。

また、部活動について、各学校で平均すると、運動部が12団体、文化部が3団体程度活動しているため、その数を担当できる教員数も必要となります。

**Q 小規模校にも良があるのでは？**  
**A** 小規模校では、子どもたち同士の絆が深まりやすいことや、学年を超えての交流が生まれやすいなどのメリットがあります。一方で「クラス替えができず、人間関係が固定化する」「部活動や行事の実施に制約が生じる」「教職員一人が複数の校務を担当するため負担が大きい」などの課題があります。

**Q 学校がどのような状態になったら適正配置等を検討するの？**  
**A** 児童・生徒数の推移や地域の実情に合わせ、保護者や地域の皆さんからの意見や要望を踏まえて検討します。

**【学校の存置を検討する基準】**  
 小学校Ⅱ全学年が単学級になった状態もしくは予想される状態であったり、集団教育活動に制約が生じる場合、又は小中一貫教育の推進と地域の実情を踏まえ、より大きな教育効果が期待される場合  
**中学校Ⅱ** 全校の学級数が4学級以下になった状態もしくは予想される状態であったり、集団教育活動に制約が生じる場合

**Q 適正配置等審議会で示された課題について、今後何に取り組むの？**  
**A** 審議会では次の3つの諮問事項に関して、継続して検討していく必要があると述べられています。

#### ① 通学区域の見直し

中学校の適正配置を視野に、同一小学校から別々の中学校へ接続している現状を改善します。また、上尾道路の進捗状況と将来の児童の推移を見据え、児童の安全な通学路を確保します。

#### ② 小中一貫教育

現在実施している小中連携教育を継続しつつ、先進地事例の調査を行います。また、小中一貫教育推進連絡協議会との連携を図ります。

#### ③ 小学校の適正配置

保護者や地域の皆さんに通学区域についての情報を提供します。また、クラス替えが可能な学年になるよう、適正配置計画を作成し、将来の適正配置を視野に置いた小学校同士の連携を図ります。なお、課題となっている集団教育活動の制約も改善していきます。

**Q 現在の具体的な適正規模及び適正配置についての取組は？**

**A** 適正配置等審議会の諮問事項③ 小学校の適正配置での検討事項である、笠原小学校について、令和4年4月の鴻巣中央小学校との統合に向け、準備を進めています。

